

農業経営基盤強化促進法とは…

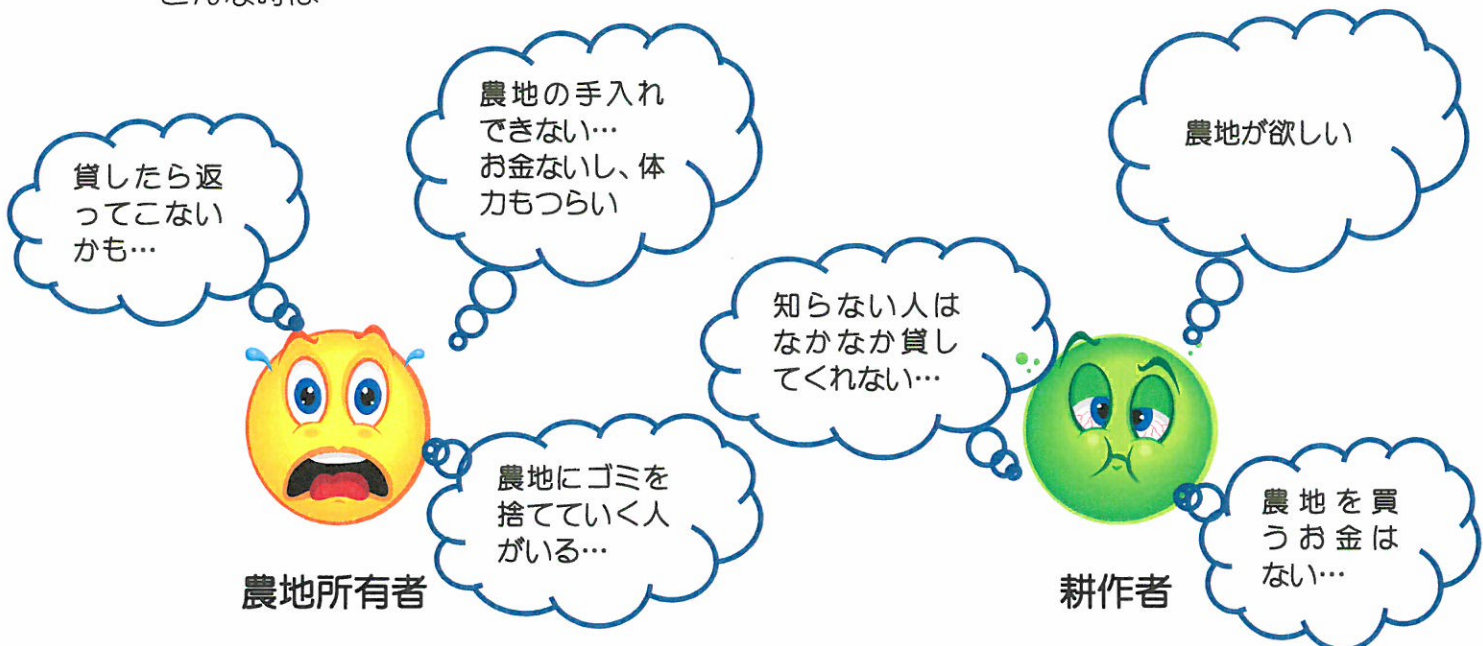
農地の貸借には、**農地法第3条の許可**（東京都・農業委員会）の他に、「**農業経営基盤強化促進法**」の利用権の設定という方法があります。

農協経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の貸し借りのメリット

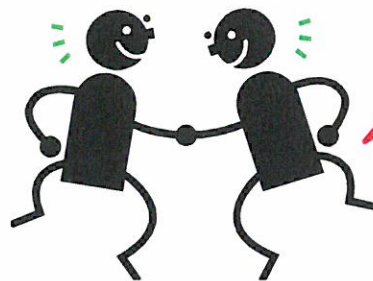
- 1 貸した農地は**期限が来れば必ず返ってきます**。 **更新も可能！！**
 - ◇ 更新手続きをしない限り農地は必ず変換されるので、貸す方も安心
 - ◇ 解約手続きがないので、借りる方も、農地を元の状態に戻すだけ

※ 詳しく知りたい方は農業委員会までお問い合わせください。

こんな時は…



- 賃貸料収入
- 農地もきれいに整備
- ※ 賃借料は個々で決定



- 収穫（収入）増
- 農地を買うより手軽

村も農地の有効利用・食糧自給力に協力して頂け、大変助かります